

鳥取藩祖池田光仲墓所の造立過程と泉州石工

伊藤 康晴¹

Construction process of the graveyard of the founder of the Tottori Domain,

Mistunaka Ikeda, with special reference to Senshu-mason

Yasuharu ITO¹

本稿は初代鳥取藩主池田光仲（興禪院）の死に始まる墓所造立の過程と泉州石工の関わりについて明らかにしようとするものである。

池田家歴代の墓所は鳥取市国府町奥谷にある。鳥取城跡から四キロ余り南東に位置する。一九七〇年に鳥取県の史跡となり保存会が組織され、一九八一年十月に「鳥取藩主池田家墓所」として国史跡に指定されている。清滝寺京極家墓所（一九三三）、弘前藩主津軽家墓所（一九五二）、萩藩主毛利家墓所（一九八一）、和歌山藩主徳川家墓所（同）について、大名墓としては全国でも比較的早く国史跡になっている（現在二十五か所が指定）。

池田家墓所は、以前よりパンフレットや地元国府町（現鳥取市国府町）発行の『国府町誌』などに紹介されてきたが、墓所の成立や全体の構成について全貌が明らかにされたのは、史跡鳥取藩主池田家墓所保存会が二〇〇四年に発行した『国史跡 鳥取藩主池田家墓所保存整備計画書』に始まると言つてよいだろう^{〔1〕}。

個別研究としては、鳥取藩主歴代の墓塔（二代綱清を除く）の特徴である「亀跌碑」について、東アジアの墓制の視点から解明した平勢隆郎の研究がある^{〔2〕}。また史跡整備・遺構復元の視点からは、鳥取環境大学浅川

研究室による研究報告があり、墓所玉垣・唐破風門の修復の指針となった^{〔3〕}。近年では中原斉、大野哲二らにより現存墓域の成り立ちや、藩主子息墓の発掘成果についても明らかにされている^{〔4〕}。また岩淵令治は池田光仲の発病から死去、葬地の選定から一連の葬送儀礼、江戸での葬儀の経緯などを明らかにして、代替わり儀礼の政治的・社会的な意味合いを検討した^{〔5〕}。

藩祖光仲ほか歴代藩主の墓所はこれまで発掘調査がされていないので、本報告は基本的には文献資料、ならびに可視化された墓塔と関連の石造物の検討となるが、先行研究に学びつつ、従来あまり問題にされてこなかった光仲墓所の造立経緯とその石工について若干の報告をして今後の研究に資したい。まずはその前提として藩祖光仲の事績を簡単に確認しておくことにする。

なお本稿で使用する用語については、資料中の引用語は別として、石切などは「石工」とし、興禪院は「池田光仲」、光仲の墓域を「墓所」とする。墓所の上部構造の墓石は「石塔」（石碑）、下部構造を全体として「埋葬施設」（槨をおさめる壙・石室・石棺など）と称することをおことわりしておく。

¹ 〒 680-0902 鳥取市秋里 1108-1

Akisato 1108-1, Tottori, 680-0902 Japan

[受領 Received 25 December 2019 / 受理 Accepted 17 January 2020]



写真1. 池田家墓所

藩祖光仲の死去

寛永九年（一六三二）四月、岡山藩主池田忠雄の早世により、嫡男光仲は六月に幼少三歳で因・伯鳥取藩領三十二万石に国替えを命じられ、家督を相続して鳥取藩主となる⁽⁶⁾。同じ一門で光仲の従兄弟にあたる池田光政の藩領支配地を引き継ぐかたちになった。以後、貞享二年（一六八五）に嫡男綱清に家督を譲るまでの五十三年間、鳥取藩政の基盤づくりをした藩祖として知られてい

る。

池田光政が書き綴った自筆日記には、明暦・万治期頃、三十歳前後の光仲とのやり取りが記録されている。若い頃の光仲は、律義者ではあるが、かぶき者や相撲などを好む派手な振る舞いが目立ち、浪費癖もあつたらしく光政よりしばしば異見されている⁽⁷⁾。その後はそうした記録は見えなくなり、隠居後は公家歌人烏丸資慶に点削（添削）を受けるなど、和歌をよくして諷詠を娛しんだといわれる。後世成立した諸書も和歌と武道を好んだことを伝えている（『鳥取藩史』ほか）。

池田氏は光仲の曾祖父恒興以来、臨濟宗妙心寺派の寺院に弔われた。寺院は池田氏国替えの度に城下に引き寺され、鳥取城下にも臨濟宗龍峯寺を建立して祖父輝政以来の位牌を安置して菩提寺としたが、寛文八年（一六六八）に龍峯寺の僧、提宗慧全が妙心寺派から黄檗派（のちの黄檗宗）にかわると、光仲もこれに傾倒したとされる。妙心寺は龍峯寺の離脱を認めず、幕府へ出訴に及んだが、光仲の晩年に妙心寺と和解し、光仲没後に龍峯寺を本寺である京都妙心寺に返上することが決められた。

光仲は隠居して八年後の元禄六年（一六九三）六月二十七日、千代川最下流域の古海村地先に舟遊びして、鳥取城に戻ったのち俄かに「重キ御様躰」（控帳）となった。二代藩主綱清は参勤のため国元不在であったので、弟で分知家東館の初代である池田仲澄がその日のうちに紀州和歌山（二代藩主徳川光貞）、備前岡山（二代藩主池田綱政）に飛脚を出して容態を知らせた。一時は「御快然」の兆しも見られたというが、七月七日に六十四歳で没した。中風（脳卒中か）を発したという（『因府年表』）。

光仲の葬礼について、御用部屋が記録した『興禅院殿御葬式記』（『鳥取藩史』三）によれば、死去翌日も御膳がすえられ、遺骸は沐浴（湯灌）されたのち、烏帽子・狩衣姿に小刀が指され、通常の御座に直されて橋本宜彩に遺骸を写させている。

翌九日には二重の棺が出来る。内棺は高さ三尺三寸、横二尺八寸、幅三尺で、厚さ二寸の杉材板が使用され、太刀が納められた。遺骸には真綿燈心が詰められた。外棺は一寸五分の板で仕立てられ、内棺と外棺の間、一寸五分の隙間には「炭ヲ粉ニシ、石灰ヲ合シ、酒ニテトキ詰」められた。棺には僧寂湛が法名・没年などを墨書して龍峯寺の表居間に安置され埋葬に備えられた。

こうした棺の仕立て方は、中国南宋時代に朱子学を体系付けた朱熹の『家禮』

に示された「治葬」であることをすでに松原典明が指摘している。米沢藩の上杉鷹山の棺の仕立方にも類似しており⁽⁸⁾、儒教の影響を強く受けた内容であると言えよう。

東照宮の石普請

葬地である廟所の候補地として、城に近い栗谷（鳥取市栗谷町）もあげられたが、廟所と葬礼場の双方が整う奥谷（鳥取市国府町奥谷）に定められた⁽⁹⁾。奥谷の谷筋には廟所の造営以前から安養寺と伝える古跡地に観音堂があったといい（「控帳」元禄五年四月十九日）、元禄五年（一六九二）には龍峯寺の千岳和尚が小庵建設の許可を得（右同文書）、廟所造営以前には千岳庵という隠居所がすでに存在していたことを記録に残している（「控帳」元禄六年七月十三日）。奥谷筋は古来より寺院や堂などの立地する「地景」の良好な場所であったというが、小庵の建設が将来的な廟所造営を見据えたものであったかは不明である。元禄六年七月以降、当地を藩主の廟所造営のためにさらに拓いたわけである。

これより先立つこと四十年余り以前、慶安期に鳥取城下の南東、大日谷（樗谿）に東照宮が造営されている。その際も谷を拓く大がかりな普請をしている。江戸前期の地誌『因幡民談記』には「土ヲ運び地ヲ平ニシ、石ヲ破テ磴トシ、山ヲ崩シテ廟地ヲ広メ、沢ヲ埋テ廟前トス」とあり、同時代に生きた筆者小泉友賢が当時の様子を伝えている。具体的に石工の存在を明記していないが、「石ヲ破テ磴（石畳）」とする普請に石工が不可欠であることは言うまでもない。



写真2. 池田光仲画像（鳥取県立博物館所蔵）

現在の鳥取東照宮（かつては因州東照宮）の境内には、切り込みはぎによる精緻な石垣、県内で最も古い紀年銘の石燈籠群⁽¹⁰⁾、巨大な切石が組み合わされた本殿の基壇や亀腹様の基台、今もゆがみのない重厚な石階段など、石普請として見るべき点は多い。それらが優れた技術をもつ石工の作であることは一目瞭然であるが、次の資料から石工衆は上方から雇われた集団であることがわかる。

【資料一】『因府歴年大雑集』

一慶安貳年御宮御普請之時、日用石切、家中より銀子二而被相立候、石切
 老人二付平役式人二相立申事、上方より参、石切一日二式匆三步、炭・
 鉄・鍛治手間・諸道具共二、日用石切より仕候、賄も石切より仕二相究
 申候、雇申候石切、三千石二老人宛之割。以上。

鳥取藩政資料において、単に「御宮」と称する場合は東照宮をいう。「石切」は近世前期に見られる呼称で、江戸中期以降は概ね石工と称される。

慶安元（一六四八）年三月、十九歳で正式に入国を果たした光仲は、同年十二月に幕府から東照宮勧請の許可を得、翌二年に着工する。「上方」の石工たちも慶安二年に來ていることがわかるが、上方のどこかは記されていない。東照宮は同三年九月に御神体を勧請して成立するが、石工たちも、その頃まで滞在したのではないか。石工たちの道具の維持管理から賄にいたる諸々の経費は、一人宛二匆三步の日当からまかなわれたようである。おそらく境内地には石工小屋が設けられ、東照宮勧請と共に起立された上町周辺に居住したのではないかと想像する。

因州鳥取から見た場合の「上方」の石工と言えば、先ずあげなくてはならないのが泉州石工（和泉石工）であろう。和泉砂岩の採石地であることを背景に、古代より近世・近代まで石工が集住した泉州南部、日根郡地方の石工である。江戸時代に西日本各地へ出稼ぎや移住した職人集団として知られている⁽¹¹⁾。因伯鳥取藩領域にも西伯耆を中心に江戸中期以降、鳥居や石燈籠などの大型の石造物を中心に数々の作例がある⁽¹²⁾。

その他には大坂の石工集団が知られている。近年、大坂石工・石商の分布と年代の変遷などを明らかにした杉本厚典の研究によると⁽¹³⁾、大坂は西横堀、長堀、東横堀周辺の石工を中心とするが（これらを以下「大坂石工」と称す）、成立の早い松屋町、立売堀、長堀、西横堀の石工でも慶安期までさかのぼる作

例はないようである。寛文・延宝期頃より見え始め、概ね元禄期頃より盛んになるというデータを提示している。また関根達人の研究では、大坂に比較的近い高野山の大名墓に早くから大坂石工がかかわっていることを明らかにしているが、大坂石工の日本海沿岸域への進出（石造物の流通）ということになると、一六七〇年代（寛文末期～延宝期）からとする結果を導いている⁽¹⁴⁾。杉本・関根の研究成果を踏まえるならば、慶安期の東照宮を大坂石工の普請と考えるのはやや難しそうだ⁽¹⁵⁾。

東照宮は池田家が威信をかけて取り組まねばならない最重要の普請であることは間違いない、その社殿が幕府御用の大工、木原木工允らによって設計・建築されたように、石工も由緒を備えた熟練した技術をもつ職人でなくてはならない。現段階では、慶安期成立の東照宮は、成立の古い泉州石工を想定するのが妥当であると考ええる。東照宮に遺されている石造物を泉州石工の作例として比較検討することも有効であろう（後述）。

奥谷御廟所御用と泉州石工

先に触れたように、鳥取県内に残る最も古い紀年銘（慶安三年四月十七日）をもつ石燈籠は、東照宮境内の本殿前と拝殿前の石階下に並ぶ二基一対の石燈籠群である。東照宮は鳥取県内における近世的な石造文化の出発点と言えるかもしれない。東照宮造営で技術力を発揮した泉州石工と思われる集団は、こんどは墓所造営でその力量を発揮する。四十年以上の時代差があるので同じ集団ではないはずである。

池田光仲の墓石を造った石工は、従来明らかではなかったが、国元の家老が書き継いだ日記中に、以下の記録があることに注目した。光仲の死去は七月七日。埋葬は八月二十三日のことであるが、【資料二】は埋葬から一か月半ほど経過した頃の記録である。

【資料二】「控帳」（家老日記）

（元禄六年十月十日）

一和泉国石切長右衛門、奥谷御廟所之御用精出し候付而、他国もの故、為御褒美銀子壹枚被下事。

【資料三】「控帳」（家老日記）

（元禄八年九月二十八日）



写真3. 興禅院池田光仲墓石

一石切之頭領長右衛門、御石碑成就二付、近日、本国江罷歸二付、作料之外二白銀式枚被遣由、喜多村八兵衛江申渡之、いつかた二てもケ様之御用承候節ハ、頭領江作料之外二被遺物有之由二付、右之通被遣事。

【資料二】は「和泉国石切長右衛門」の名を伝えている。奥谷廟所（池田家墓所）の御用に出精したことがわかる。具体的な石普請の内容を記していないが、藩主が死去して三か月余り、十月十日には褒美として銀壹枚をうけている。【資料三】からは、石工長右衛門は普請惣奉行喜多村八兵衛主導のもと、元禄八年九月末まで廟所の作業で滞在していたことが明らかであるから、十月十日の褒美は墓所造営作業の初期段階における一つの区切りになるものと理解できそうである。

光仲の遺骸の埋葬は八月十九日を予定していたが天候不順で延期となり⁽¹⁶⁾、同二十三日に執行された。石工長右衛門らの仕事は、埋葬施設である墓所の下部構造の石普請にも関わったと理解できることから、十月十日頃には既に二か月程度の滞在が推定されるのであり、この時期の褒美は理解のいくところである。その石普請には、主に棺を納める埋葬施設（石棺）に切石や築石などが使用されて造営されたと推測される。ほかに様々な職人の関与が想定されるが、石工長右衛門らの作業は重要な位置を占めたはずである⁽¹⁷⁾。

そのような認識で元禄八年九月二十八日付けの【資料三】を見直すと、「石切之頭領長右衛門、御石碑成就二付」とあることからわかるように、「御石

碑」すなわち今日言う亀趺円頭型と称している墓所の上部構造（石碑）を最終的に仕上げたことが理解される。長右衛門らは和泉国に帰国する前に作料とは別にここでも褒美として白銀二枚を得ているが、褒美が与えられたのは墓所の下部構造と上部構造がそれぞれ出来上がったタイミングであると理解できる。

石工長右衛門についての記録は、管見の限り【資料二】【資料三】以外には今のところ見られない。それぞれの資料が断片的に石普請の工程を伝えているわけであるが、約二年の年代幅のある記録は、連続的に把握すること、泉州石工棟梁長右衛門らが中心となり約二年かけて成し遂げたことが理解できる。長右衛門らは光仲の墓石造営以外にも墓域整備に関わる石普請に関わったと思うが、現在のところ記録（文書）ではわからない。

現存する光仲の石塔は、花崗岩製で造立の紀年銘はないが当初のものと考えられる。石材は「用ヶ瀬」（鳥取市用瀬町）から切り出された。【資料二】と【資料三】の中間的な時期の元禄七年五月の記録を掲げておく。

【資料四】「控帳」（家老日記）

（元禄七年五月十九日）

一興禪院様御石碑、用ヶ瀬より切出シ奥谷江引付申候二付而、喜多村八兵衛今日用ヶ瀬へ被遣事。

【資料五】「控帳」（家老日記）

（元禄七年五月二十六日）

一興禪院様御石碑、奥谷江之通り筋銘々門前掃除、見物猥二無之様申付、人夫并立砂水打桶出候儀無用之由、惣方江申聞候事。右之御石碑之御用二罷出候御普請方之組付二而無之小奉行共、只今迄在江罷出候節、鐘持せ候二付、此度も鐘持せ可申哉と尋申候付而、遂吟味候処、貞享三年二御新法被仰出之、組付二て無之御普請奉行、此已後在江罷出候節も、御法之通鐘持せ候儀無用、尤明日も無用之旨喜多村八兵衛江申渡事。

附り、貞享三年御新法被仰出之趣書写、八兵衛江見せ申事。

【資料四】からは、藩主光仲の死去から十か月余りを経て用瀬から「御石碑」（石塔・墓石）の石材を切り出し、奥谷へ移送準備にかかっていることがうかがえる。墓所の下部構造ができて七〜八か月経過した頃である。切り出された石碑は用瀬より千代川を漕輪し、恐らくは下流の浜坂村地先から袋川に入って

遡上し、宮下村仮殿河原（葬礼場）の船場まで積み廻されたと思われる。その後陸揚げされ、曳き石して廟所まで運ばれた¹⁸⁾。

【資料五】では、奥谷通り筋の屋敷門前の掃除を命じる一方、見物をみだりにすることを禁じている。人夫を出すことや、東照宮祭礼の神輿渡御の時のように沿道に真砂土や打ち水を用意することは不要であることを達している。また同行する組付きでない普請奉行も新法にしたがい鐘を持たずに向くことを確認している。【資料五】の意図するところは、石碑の移送は見せ物ではない、ということ伝えるものである。しかしながら江戸後期に編纂された「因府年表」は、人垣ができるほど見物人でにぎわったと伝えている¹⁹⁾。

元禄七年五月末に奥谷へ運び込まれた「御石碑」が、最終的に藩祖の廟所として完成したのは【資料三】が示す通り、元禄八年九月二十八日のことである。御石碑が運び込まれて約一年五か月（閏月を含む）の年月を考慮すると、碑陽

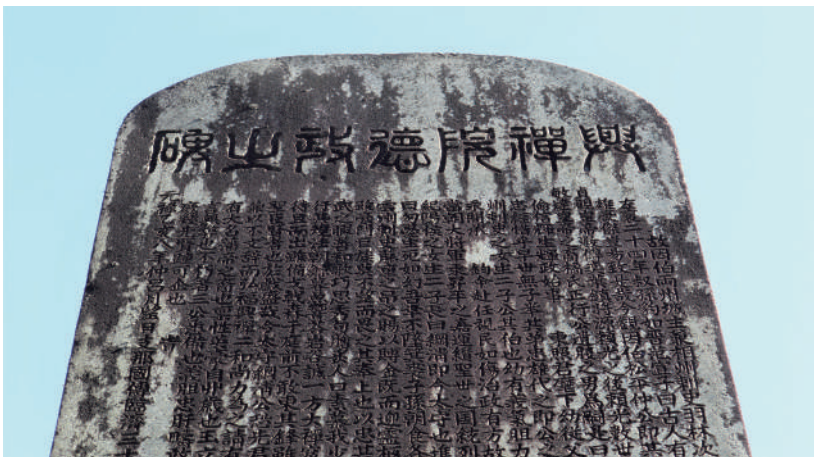


写真4. 光仲墓石背面の篆額「興禪院德政之碑」

の法名(戒名)ならびに碑陰の「興禅院徳政之碑」の篆額、萬福寺五世高泉性敦撰文の刻印、亀趺の台座など、細部に至る調製は現場で行われたと考えられる。碑文中の年号が「元禄乙亥八年仲呂月望日」(元禄八年四月十五日)に当たっていることも、これまで検証してきた墓所造営の作業工程に齟齬するものではない⁽²⁰⁾。

元禄六年十月十日に墓石の下部構造である埋葬施設が完成してから上部構造の石塔(石塔)が造立するまでの約二年間、墓所はどのような状態であったのかはやや気になる問題である。この間の様子をうかがう記録はないが、元禄十六年に没した津軽藤堂家三代の藤堂高久の墓所造営の事例が参考になりそうである。

高久の墓所は菩提寺の常住寺の後背地、長田山御廟(三重県伊賀市長田)にある。四月二十九日に没し、五月十一日に椁を納めて埋葬を終えている。建碑は八月八日とされているが、それまでは銅葺きと瓦葺きの仮霊屋が造られたとされている⁽²¹⁾。推測の域は出ないが、光仲の墓所も上部構造の石塔ができるまでは、下部構造の埋設面が雨曝しとはやや考え難いので、藤堂高久の墓所と同様、仮御霊となる覆屋が建っていたのではないかと考えられる。

興禅院・光仲の三回忌

池田家墓所は歴代藩主の墓塔の前に数々の石燈籠がある。御側役など主に家臣奉献によるものであるが、光仲の一周忌を迎えた際の記録には、「只今ハ石燈籠も無之候」とあり⁽²²⁾、墓前に石燈籠は一基も存在していないことがわかる。それゆえ盆中には「燈籠」を差し上げたい旨の願いが光仲付の剃髪六人の面々から出されて許可されている。これは恒久的な石燈籠ではなく、仮設のものとして理解され、盆過ぎには撤去されている。

最初に石燈籠が奉献されたのは、その翌年の三回忌である。今も光仲墓所に最も近い位置の参道の左右にあるのがそれで、石燈籠の円柱形の棹石には次のようにある(興禅院墓石に向かって右側の石燈籠)⁽²³⁾。

(右) 元禄八乙亥年七月七日

(中央) 興禅院殿塔前石灯籠二基

(左) 不肖男吉岐守仲澄謹立

池田光仲の二男で、東館と称された分知家初代の仲澄が三回忌にあたる元禄八年七月七日に奉献した。石塔(墓石)は長男の二代藩主綱清が造立し、二男



写真5. 池田仲澄献納石燈籠

の仲澄は石塔に最も近い場所(塔前)に石燈籠二基を奉献して墓所は整えられた。墓前の花瓶も三回忌の紀年銘がある。

では、光仲の石塔はいつ造立されたのか。【資料三】で見たように、元禄八年九月二十八日には「御石碑成就二付、近日、本国江罷帰二付」とあるように、光仲の墓所に関する石普請はすべて終えており、近日中に和泉国に帰国するとある。通常であれば、仲澄の石燈籠のように三回忌が想定されるが、石塔は次の資料によると三回忌には間に合わなかった。

【資料六】「控帳」(家老日記)

(元禄八年九月七日)

一 興禅院様御石塔、去ル朔日御台座二立申二付、今日御忌日付、興禅寺并出家中奥谷江被参、御供養有之候、依之為御供養料白銀貳枚、千岳和尚江被遣事。

「竪九尺横四尺」(因府年表)の石塔が建てられたのは、三回忌から二か月近く過ぎた九月朔日であることが判明する。忌日となる九月七日に石塔造立の供養料として龍峯寺現住の千岳和尚に白銀二枚が遣わされている。ここでは亀趺は単に「御台座」と称されている。結果的に石材搬入から一年を遙かに超える歳月を経過しているが、続けて次のような記録が残されている。

【資料七】「控帳」（家老日記）
（元禄八年九月十日）

一興禪院様御石塔二御法名、并碑ノ銘御用ニ、寂湛奥谷江かよひ候て相勉、苦勞仕二付、白銀式枚被遣旨江戸より申来二付、山田佐助ヲ以申渡事。

奥谷廟所の地において、龍峯寺の僧寂湛指導のもと、石塔に「御法名、并碑ノ銘」が精緻に刻印されたのである。一連の作業は泉州石工の棟梁長右衛門らによるものである。作業は墓所付近で行われたと推測する²³。「寂湛奥谷江かよひ候て相勉、苦勞仕二付」とあり、真夏をまたいでの作業であった。

なお、江戸後期の鳥取藩士で考証史家の岡島正義は、その著作「因府年表」元禄八年九月朔日の項目において次のように述べている。

【資料八】因府年表
（元禄八年九月朔日）

奥谷興禪院君の御石碑成る。銘は黄檗山の第五世高泉に令作之。この禪師は則唐僧なり。

案、此石碑を建られたることは是迄及遅々たること不審。恐くは御法事の以前なる可し。去ば昨年七月の錯覚ならん歟と被愚察。

岡島は【資料六】の記録を見ているようであるが、石碑を建てたのは元禄八年九月朔日ではなく、「昨年七月」（一周忌）の錯覚ではないかと指摘している。しかし【資料三】【資料七】を抱き合わせると、岡島の推測はあたらない。確かに岡島が言うように「遅々に及びたること」は明らかで、早期造立を困難とする事情があったことが予想される。その理由は藩の記録に明瞭ではないが、既に見たように光仲の黄檗派への傾倒により、光仲没後に菩提寺の龍峯寺を妙心寺に返上すること、別に菩提寺を建立する必要が生じたことと無関係ではないように思われる。

幕府から黄檗寺院取り立ての承認を得たのが元禄七年三月二十一日。菩提寺の取り立て、山号・寺号が龍峯山興禪寺と決まったのが同年閏五月二十二日であるから、まさに奥谷廟所に光仲墓所を造営すると同時進行で菩提寺問題が推移しているのである。上部構造の石塔をどのような形式にするかなど、菩提寺の根本が定まらなないと造立に着手できなかつたのではないかと思われる。墓

誌撰文が萬福寺五世高泉性敦であるように、墓石を建てることは当然ながら菩提寺宗派に大きく関係する。

参考までに、光仲以前に造立された墓塔の系譜を一瞥すると、寛永九年（一六三二）に死去した光仲の父忠雄の石塔は巨大な無縫塔である。岡山市の清泰院（禅宗単立）にある。芋墓と通称され、現在は岡山市指定文化財になっている。また慶安二年（一六四九）江戸において十八歳の若さで死去した光仲の弟仲政は、池上本門寺（日蓮宗）に葬られたとされ、この度墓塔を確認することができた。父忠雄ほどではないが、同様に大きな無縫塔である²⁴。忠雄の無縫塔は特異な存在ではないことが理解される。父の墓所は岡山。早世した弟の墓所は池上本門寺で（鳥取の菩提寺は正福寺、のちの芳心寺）、鳥取から離れ、宗派もそれぞれ異なるが、光仲の墓塔も黄檗派の影響がなければ無縫塔になる可能性は十分にあったと言えよう。

光仲墓所の亀趺円頭型の石塔は、このような背景と状況から採用されることになるが、光仲が望んだものか、綱清の判断なのか文書からはよくわからない。しかしながら石塔碑陰に刻まれた撰文には以下のような件がある（原漢文・部分抜粋）。

【資料九】
（元禄八年四月十五日）

今ノ太守綱清公、先君ノ懿行日二泯ンコトヲ恐ル、螭頂亀趺之制ニ由テ以テ不朽ニ垂レント欲ス、岳公黄檗之行有ルニ因テ、儒臣十街晩菴力撰スル所ノ状本ヲ以テ、余ニ之銘ヲ為ランコトヲ請フ

高泉性敦による撰文は、鳥取藩儒臣辻晩庵が藩祖光仲の事績を記述した文章をもとに、興禪寺の僧千岳も関与して書かれたことが推察される。傍線部によると、二代藩主綱清が父光仲の偉業を「螭頂亀趺之制」にもとづき、不朽に伝えることを欲して石塔を建てるとする。墓誌の書かれた元禄八年四月十五日よりも前に台座を亀趺にすることが確認されていたはずである。「螭頂」は「螭首」のことであろうか。碑陰上部には篆額のみで螭首（龍などを横った装飾）にあたるものはないので、施工されなかつたことになる。平勢隆郎によれば、日本の亀趺碑の「螭首」は表現されることが多く、高麗の亀趺碑に共通する性格があると指摘している「平勢二〇〇四年」。

「亀趺」の採用については、近年、大嶋陽一は高泉性敦の撰文中（資料九）

に名があがる鳥取藩儒辻晚庵の進言によるものとする新たな見解を出している。辻は萬福寺と強い繋がりを有したとい⁽²⁶⁾。

光仲墓所の上部構造の石塔は、円頭・位牌型で、碑陽に法名(戒名)を刻む仏式であるが、下部構造の棺の仕立方は儒教の治葬にならっている。亀趺(台座)は唐令に発する墓葬規定に定められており、儒式の一形式であるが、高泉性敦のような黄檗派の僧が亀趺碑造立にかかわり、ひろめられたと思われる。松原典明は、高泉性敦の活動は、全国各地で認められ、多くの亀趺碑を撰文・造立に関与して、黄檗派萬福寺の末寺展開に関わっていると指摘している。

二代綱清の石塔は亀趺ではなく、開蓮華の陽刻を四面に配した台座であるが⁽²⁷⁾、三代吉泰は再び亀趺に復し、以後歴代の台座形式が亀趺に定まっていく。こうした傾向は台座のみならず石塔の表裏の記載も統一化されていくこととなる⁽²⁸⁾。仏儒折衷とも言える光仲の亀趺円頭墓がどのような意図から採用され、受け継がれたのか、今後さらさら明らかにされる必要がある。

藩主綱清以下家中は、光仲三回忌の七月七日に石塔の造立を間に合わせたかっただけである。【資料三】で見たように墓所の完全なる竣工が、九月末まで延びてしまうのは、自然災害、洪水の影響を受けているように思われる。「因府年表」には「(七月)廿二日暁天 北風強く吹起り、甚雨頻りに沃ぎ、牆壁を倒し、府下全き家なし。稀代の洪水にて、加路の湊口凡拾町余りに広まると云」とある。鳥取城下は千代川・袋川の氾濫で屋敷家屋を流失して被災していた。その最中において廟所造営のクライマックスとも言える石塔造立を迎えつつあったのである。あるいは奥谷の普請場も何らかの被害に遭ったのかも知れない。

泉州石工の作例と長右衛門

光仲墓所の「御石碑」のほか、先にみた池田仲澄奉献の石燈籠も長右衛門ら泉州石工の作と思われる。仲澄の石燈籠は、東照宮本殿前の石燈籠との比較が有効である。東照宮の石燈籠は、当時三歳に満たない嫡男新五郎、のちの二代綱清が慶安三年(一六五〇)四月十七日に奉納したものである。墓所の仲澄の燈籠はそれより幾分小さいが、二つの石燈籠は全体としてよく似ている。六角形の笠石・台座・蔵手の形、火袋と竿石の形状などであるが、特に竿石に注目したい。双方には円柱状の竿石に竹節状の陰刻された三段の紐帯(竿石の中央部・最上部・最下部)があるが、墓所には他にこの類はなく⁽²⁹⁾、因幡地方の社寺にも同じ様式のをほとんど見ない⁽³⁰⁾。節のある石燈籠の多くは陽刻

されて帯状に盛り上がったものが多い。鳥取では十七世紀の中期から後期にみられる泉州石工による作例、もしくはその影響を受けた特徴として捉えられなしかと考えている。

鳥取に滞在した長右衛門はどのような人物であったか。その詳細は現在のところ不明である。泉州日根郡地方にかかわる石工で同じ名を数例確認するものの、確証は得られない。したがって石工の母村が和泉国のどこかも現段階では不明である。安易な比定は避けるべきだが、その地域を参考までにあげるならば、概ね日根郡内のかつて鳥取荘といわれた辺りと考える。すなわち箱作村・貝掛村・波有手村・新村・尾崎村・下出村・黒田村・鳥取中村・石田村・自然田村(以上、阪南市)、男里村(泉南市)あたりの村が想定される⁽³¹⁾。江戸中期から後期にかけてこれらの村々から断続的に石工集団の出稼ぎ・移住が因伯に見られることが根拠であるが、詳細は今後の課題としなくてはならない。

まとめ

藩祖池田光仲の墓所造営の経緯とそれに関与した石工や石普請を中心に述べてきたが、論旨の展開上、引用した資料の年代が、前後したので、年代順に表で整理して本論のまとめにかえたい。

元禄六年七月七日に没した光仲は、因幡国法美郡奥谷村の廟所に八月二十三日に埋葬された。十月十日には墓所の下部構造である埋葬施設ほか周辺の石普請が和泉国から来た石工長右衛門らによって一旦の完成をみた。埋葬施設には切石もしくは築石で構築された椁などが普請されたと考えられる。

上部構造となる石材の運搬は、翌七年五月下旬であるが、それ以前には石切場の用瀬に数か月程度は滞在して石材の切り出し作業を行ったとみられる。以後は奥谷の廟所において石材の加工・調製が行われた。石塔(墓石)が建つのは三回忌を過ぎた翌年九月朔日、同月二十八日にはその他の石普請も含め、すべての作業を終了して、石工棟梁長右衛門らは泉州に帰国したと見られる。

光仲の石塔は、父忠雄および早世した弟仲政の無縫塔の形式ではなく、中国黄檗派の影響を受けた亀趺の台座に、円頭型(位牌型)の仏式の石塔が採用された。

石工長右衛門らが光仲の墓所造営以外の墓域の石普請にどの程度かかわったのか詳細はわからないが、元禄八年七月七日の紀年銘を有する東館池田仲澄奉献の石燈籠、墓塔に付随する花瓶は長右衛門ら泉州石工の作と考えられる。あるいは一周忌の紀年銘をもつ和田三信奉献の手水鉢などもその可能性がある。

墓域の石畳や石階段、石垣などの石普請や墓域拡張についても今後研究されるべき要素である。

表1. 墓所造営の推移

年	月日	事項	備考	資料
元禄6年 (1693)	7月7日	藩祖池田光仲死去		
	7月9日	遺骸を棺に納めて龍峯寺に移す		
	7月12日	墓所を法美郡奥谷に定め、葬礼規式決まる		
	8月19日	光仲の遺骸埋葬予定日(悪天候にて変更)		
	8月23日	光仲の遺骸を埋葬する		
元禄7年 (1694)	10月10日	泉州石工長右衛門に褒美。銀子1枚	下部構造、埋葬施設の完成	【資料二】
	5月19日	石塔石材を用瀬から切り出し、移送を準備		【資料四】
	5月26日	石塔石材を廟所に移送		【資料五】
元禄8年 (1695)	7月7日	光仲付の剃髪6人墓所に盆中に燈籠を差上。 和田三信、手水鉢を寄進	一周忌	
	4月15日	萬福寺高泉性敦による石塔碑陰の撰文なる。亀 跌碑が明文化される		【資料九】
	7月7日	石塔の前の花瓶なる 東館初代池田仲澄、墓所に石燈籠を寄進	三回忌	
	9月1日	池田光仲の墓所に石塔を建てる		【資料六】
	9月28日	泉州石工長右衛門に褒美。白銀2枚	上部構造、石塔ほか完成	【資料三】

おわりに

最後に課題を二点あげて、今後の調査の指針にしたい。

一点目は二代藩主以降の石塔を製作した石工のことである。池田家墓所には七十八基の墓塔と二六〇を超える石燈籠があると言われている。その中で光仲以外の石工が判明するのは、現在のところ六代藩主大機院池田治道・七代真証院齊邦が竹村定次郎。八代耀国院齊稷はその倅竹村吉右衛門。九代瑞徳院齊訓は服部庄助。十代正国院慶行は再び竹村定次郎。十一代栄岳院慶栄は竹村と服部の名が石工棟梁として確認できる(いずれも「控帳」)。竹村定次郎が調製した六・七代両藩主二基の石塔・亀跌はやはり類似していることを指摘しておきたい。

定次郎は六代治道の「御石碑」御用で苗字御免となり竹村を名乗った。その後も家業として存続し、幕末期十二代藩主池田慶徳の長男義雲院(新次郎・安政六年没)の石碑造立にも未裔(定次郎)が関わっている。藩主歴代の石塔は、少なくとも江戸後期には竹村定次郎らお抱え石工によって製作されたことがわかる。間をつなぐ二代から五代の石工についても今後明らかにされる必要がある¹²⁾。

二点目は近年池田家墓所の後背の山に確認された石碑のことである¹³⁾。まだ確たることはわからないので本稿では参考までの紹介にとどめたい。石碑は光仲墓所の真裏に位置する小山の山頂にある。墓所はこの山裾部の削平地にあり、光仲墓所のほぼ真西になる。すでに見たように光仲の墓石は花崗岩製(鳥取市用瀬産)であるが、当石碑は安山岩のようであり、やや緑色を帯びている。長さ一・四メートル。横幅は上部約五十三センチ、下部約六十センチ。厚さは上部約三十センチ、下部四十センチ位である。「大乘経咒塔」と刻んだ碑面を上にして現在は倒れている。碑面に対して文字はかなり大きく、葉研彫様に刻まれている。それ以外の文字はないが、いわゆる供養塔であると思われる。碑面は岩滑状の岩盤から採石されたと思われる、とてもなめらかであるが、側面から背後にかけては粗い凹凸面が覆っている(背面は見えず紀年銘の有無は不明)。採石地はそう遠くないと思われるが不明である。「大乘経咒塔」が一般的な大乘妙典供養塔などと異なるのは、碑の表面に施主や願主、出身地(居住地)、紀年銘などの記載がなく、人の眼に触れることが意識されていない点にある。その立地も往来や共同墓域ではなく、山中の小丘山頂は特異である。「大乘経咒塔」は個人的な願いや発意に基づく造立ではないと理解される。

石碑の様態から近世のものであることは概ねわかるのであるが、池田家墓所



写真6. 『因幡民談』「奥谷清源寺図」(国立公文書館蔵)

との関連性は俄かに見出しがたいと思っていたところ、調査を進めるうちに国立公文書館所蔵本の『因幡民談』(一般に『因幡民談記』と称される)の「奥谷清源寺図」に当碑が描かれていることがわかった(写真6)参照。「興禅院殿(光仲)の廟所に隣接するように描かれ、「大乘妙典経咒塔」(正しくは前掲)と記されている。本図は基本的に池田家墓所を構成する構造物や施設に限り記載しているので、その中に当碑を描いていることは注目される。「経蔵」を描いている点もやや気になる。

当石碑の性格を考慮するならば、墓域の鎮石のようなものとして建てられたのではないかと筆者は推測したが、引き続き多方面からの検討を経て解明されるべきであると考え。

註

(1) 史跡鳥取藩主池田家墓所保存会(中原斉執筆)『国史跡 鳥取藩主池田家墓所保存整備計画書』二〇〇四年。

数々の石燈籠に刻まれた文字については、一九八四年に西尾護が自費出版した『池田墓地献燈者抄録』で明らかにされている。

(2) 平勢隆郎『亀の碑と正統』二〇〇四年。

(3) 鳥取環境大学浅川研究室『国史跡「鳥取藩主池田家墓所」の整備に関する実践的研究(1)——石造建造物の修復と構造補強を中心に——』二〇〇六年。

(4) 中原斉「鳥取藩主池田家墓所の調査」『考古学』ジャーナル五九五号、二〇一〇年。大野哲二・中原斉「鳥取藩主池田家墓所の調査」『立正大学考古学フォーラム 近世大名墓調査の現状と課題』二〇一〇年。大野哲二「鳥取藩主池田家墓所の調査と整備」『第三回大名墓研究会 大名墓を読み解く』二〇一一年、大名墓研究会発行。

(5) 岩淵令治「近世大名家の葬送儀礼と社会」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一六九集・二〇一一年。当論文では、国元で死去した初代光仲の葬送儀礼と江戸における葬儀の事例と、江戸で死去した六代治道の江戸と国元における葬儀について詳細に検討している。

そのほか「大名家の墓所霊廟」『史跡で読む日本の歴史9』二〇一〇年。「文献史料から見た大名家菩提所の確立」『近世大名墓の成立』二〇一四年。

(6) 池田光仲入部以前は一門の池田光政が因伯領主であったが、本稿では便宜的に光仲を初代鳥取藩主として扱う。

(7) 藤井駿・水野恭一郎・谷口澄夫編『池田光政日記』

(8) 松原典明「中国・韓国の儒教墓が近世大名に与えた影響」『第9回大名墓研究会』報告書所収。二〇一七年。上杉鷹山の治葬についても同氏著『近世大名葬制の考古学的研究』(二〇一二年)を参照した。

(9) 江戸後期に一部流布していた説に「光仲公御在世の時、奥谷へ御廟地を扨置給ひしと云へる」というものがあつたようであるが、筆者の岡島正義は「従い難き説なり」としている。(『因府年表』元禄六年七月十日の項)

(10) 池田綱清ほか重臣が奉納する石燈籠は、東照大権宮勸請の年の家康の

命日、すなわち「慶安三年四月十七日」の紀年銘を刻む。大阪府文化財センターの駒井正明氏によれば、鳥取県内の紀年銘を有する石燈籠としては最も古いという。

- (11) 金森敦子「和泉石工―近世における移住についての一考察―」『日本の石仏』一四、一九八〇年。三好義三「和泉砂岩に関する研究の現状と諸問題」『石造文化財』4、二〇一二年。阪南市教育委員会『阪南市の歴史文化遺産―指定文化財を中心として―』(二〇一八年)。

- (12) 高島信平「泉州石工と西伯耆の石造物」『伯耆文化研究』第十八号、二〇一七年。駒井正明「石造物から見た近世因伯の神社」『鳥取地域史研究』二十二号、二〇二〇年。

駒井正明の研究によれば、因幡・伯耆鳥取藩領における泉州石工の作例は、江戸中期から幕末期まで五十九件が確認できるといふ。

因幡国の泉州石工の作例は、江戸前期、東照宮や光仲墓石など藩権力を象徴する、大規模な石造物に関与することに始まるが、その後の作例は意外にも少ない。それでもかつての智頭郡を中心に作例が残されている。智頭町南方の三輪神社鳥居。同町智頭光専寺の名号供養塔(松下嘉兵衛)。同町豊乗寺六地藏。鳥取市佐治町口佐治神社の石燈籠などに泉州石工が見られる。智頭町の作例については故村尾康禮氏のご教示による。

- (13) 杉本厚典「近世大坂における石工・石商」『大阪歴史博物館 研究紀要』第十七号・二〇一九年三月

- (14) 関根達人「近世石工の基礎的研究―高野山奥之院と住吉大社」弘前大学人文社会科学部『人文社会科学論叢』第3号。「日本海沿岸域における近世石造物の流通」、狭山真一さん還暦記念論文集『論集 葬送・墓・石塔』二〇一九年。

- (15) 時代は少し下るが、一門衆の岡山池田家の墓所が、備前和意谷(岡山県備前市)に寛文九年(一六六九)、大坂石工河内屋治兵衛らによつてなされている点はやや気になる。江戸後期成立の『池田家履歴略記』(十一卷「和意谷成」)には次のようである。

和意谷碑石、其外石の事に付、大坂の石工治兵衛と云者、備前に下り細工せしか、同十年に至皆済に及び大坂に帰らんとせしに、治兵衛元来妙工なれば、まつ備前に在て諸士の碑石等をもきらせ、然るへきなるよし普請奉行藤岡内助より願ひければ、五月十日御ゆるしあつて備前にと、まり、高島・北浦などにて石多く割らせ置れ諸士

の用に当られしなり、其後御墓祭絶ゆることなく文化の今に至れり。
(句読点は筆者による)

「治兵衛」は屋号河内屋。土着して代を重ね岡山藩の御用石工として知られたという(乗岡実「中国・四国の儒教と近世大名墓」『第9回大名墓研究会』報告書、二〇一七年所収)。

なお岡山池田家墓所の池田輝政の墓前碑に亀趺碑が建てられていることはよく知られている。

- (16) 「因府年表」(『鳥取県史』第七卷)元禄六年八月十八日の項。急遽の延期は戸毎に口達されたという。

- (17) 大名墓所の埋葬施設には、棺を納める椁に、石工の間を不可欠とする切石や築石を使用した例が多いことが近年の松原典明の研究(『近世大名葬制の考古学的研究』二〇一二年)などによって明らかにされている。未発掘である光仲墓の下部構造については不明な点が多いが、例えば三代吉泰の埋葬については「御石棺え御取り」(控帳「元文四年九月十一日」と文書にみえ、二重構造の木製の棺を納める石棺が埋葬施設として調製されていたことがわかる)。

光仲の父岡山藩主池田忠雄の墓所は、菩提寺清泰院と墓所の移転のため、昭和三十九年に発掘調査されているが、その石室は厚さ四十七センチ、長さ約二メートルほどの切石が配列された構造になっていたという(『池田忠雄墓所調査報告書』岡山市教育委員会、一九六四年)。土葬墓が定着してきた近世前期から中期にかけて造営された大名墓の普請には石工衆の役割が大きかったと考えられる。

- (18) 「因府年表」元禄七年五月二十六日の項には「興禪院君の御石碑を用ケ瀬より漕輪し、堅九尺横四尺の巨石なり。今日船場よりこれを挽く」とある。船場は袋川筋の宮下村地内、仮殿(化田)河原の船場と考えられ、当地までは舟運されたと思われる。天保五年の池田冠山(停雲院)の墓石を運ぶ際は、「停雲院様御石塔、此節より来月(十月)上旬迄二化田河原え積廻」とある(傍線、カッコ内は筆者)。

なお江戸時代後期以降、例えば十代藩主正国院慶行の墓所造営に際しては、石工衆が用瀬に引越・滞在して切り出していたことが慣例になっている(控帳)。

- (19) 「因府年表」元禄七年五月二十六日の項には以下のようにある。
御普請手の属役奥源太郎は、浴衣染の帷子を着し、采配を揮て音頭

を取りて人夫等を励まし、色々の木遣歌を唄はしむ。依之途路の左右見物の老幼男女恰も堵牆に異ならず。何様の不相当なる処置なれば、後日源太郎御叱りありと云

- (20) 墓石の表面には「興禪院殿故因伯刺史俊翁義剛大居士」「元禄六癸酉年／七月初七日薨」とある。裏面の「興禪院徳政之碑」には萬福寺高泉性敦撰文による千四百近い文字(本文)が刻印されている。

- (21) 前掲註、松原典明『近世大名葬制の考古学的研究』六十八頁。及び第二章【参考『高久公易實録』と儒教儀礼】八十二頁。

- (22) 「控帳」(元禄七年七月九日)には以下のようにある。

一興禪院様附剃髮六人之面々、奥谷御廟所江盆中燈籠差上度旨願二付而、只今八石燈籠も無之候間、当年は燈籠被差上、来年よりハ無用と申達 事。使岩田権右衛門。

「只今八石燈籠も無之候」とある言葉の背後には、石燈籠が墓前にあつて然るべきであるという墓域に対する家老らの認識がうかがえる。今も塔前にある和田三信が奉献した手水鉢は一周忌の「元禄七年七月七日」を刻んでいる。

「燈籠」を差し上げたいと申し出た「興禪院御附剃髮六人之面々」は光仲御付の衆で、遺骸が棺に納めたのち鳥取城から栗谷龍峯寺へ出棺した際に御供した面々である。堀庭内蔵助・長倉右衛門・岩越浅右衛門・多田与惣左衛門・秋田仁兵衛・岩田平次右衛門である。その他、近習衆からも剃髮の申し出が度々みられるが剃髮は許可されておらず、みな「髻払」(もどりはらい)を仰せつけられている。

- (23) 右側の石燈籠に対し、もう一方の左側の棹石には次なる位置関係において銘がある。

(右) 不肖男壱岐守仲澄謹立

(中央) 興禪院殿塔前石燈籠二基

(左) 元禄八乙亥年七月七日

参道側に棹石中央の「興禪院殿塔前石燈籠二基」の表記が向くように位置付けるならば(墓石に対して正面に対面した時に「不肖男壱岐守仲澄謹立」の表記が見える位置にするならば)、現状の仲澄奉献の石燈籠は左右が逆になっていることを認める。光仲墓所が造営されたのち、北側に並ぶ西館池田家歴代の墓石を造営する際に石燈籠をしばしば一時的に動かしていることが記録上確認できることから、仲澄の石燈籠も入れ替

わった可能性がある。

- (24) 讓徳院(西館七代定保)の墓所造営では、桂岩院(西館初代清定)墓所の背後に石工小屋を建てて作業したとされる(控帳)。池田光仲(興禪院)と清定(桂岩院)の墓所の背後は比較的広い空間があり、江戸末期まで石工らの作業スペースとして使用され、言わば石工小屋跡地といえる場所である。光仲の石塔もこの付近で調製されたものか。

- (25) 池田仲政の墓所は、池上本門寺の多宝塔の東側の墓域にある。多宝塔から東側に延びる階段の突き当り付近、北側に折れ曲がる角地に建つ大きな無縫塔である。紀州徳川家の墓所に近い。銘は以下の通りである。

南無多宝如来 慶安二年己丑

(前) 南無妙法蓮華經本高院殿瑞圓日清尊靈

南無釋迦牟尼佛 十月十七日遠行

夫方填者清淨妙法身之依正号常□

光土之正體号三德秘密之奥蔵号三

世諸佛依此而住一切衆生依此而入

□繇之今中松平美濃守本高院殿

瑞圓日清台靈第三七日建

斯聚相以擬増進佛道資

助矣若奈靈也三惑頓断

三身圓成而已乃至一見之

等輩永離惡趣回生之

群類齊出苦拭耳 慶安二年己丑陽復上旬之七

- (26) 鳥取県立博物館(大嶋陽一執筆)展示図録『黄檗文化とその名宝』

二〇一九年。鳥取県立博物館学芸員大嶋氏より、萬福寺五世高泉性敦撰

文による墓誌は、鳥取藩儒辻晚庵の原稿をもとにしていることを別途ご

教示いただいた。

- (27) 二代池田綱清の母、芳心院は熱心な法華信徒であったことはよく知ら

れている(不變山永壽院『芳心院殿妙英日春大姉墓所の調査』二〇〇九年。

池上本門寺『万両塚』二〇一二年ほか)。幼少期病弱であった綱清(新五

郎・輝孝)の病氣平癒のため、芳心院は母瑤林院(加藤清正娘)と共に

池上本門寺に法華經を寄進して祈願している。松原典明によれば、綱清

は母芳心院が死去すると、生前芳心院が帰依した三沢寺日相上人を頼り、同寺に一万部法華経読誦と法華経全部一石一字經典書写供養を實踐して石塔を造立したことを報告している。綱清自身の「日蓮宗への帰依があったために、自らの墓碑は黄檗宗の亀趺墓を選択しなかったのではなからうか」としている（「大名墓の埋葬主体部と副葬品」『第10回大名墓研究会』近世大名墓研究の到達点』二〇一八年）。

黄檗を信仰した父光仲の墓塔の象徴が亀趺である一方、日蓮法華宗を個の信仰とした二代綱清は台石の四面に大きく陽刻された開蓮華がその象徴であると理解される。台石は綱清のみが亀趺ではないが、初代から十一代に至る歴代の墓塔で一貫して共通するのは位牌形をした円頭型の石塔である。

(28) 三代吉泰の石塔に亀趺が再び採用された経緯は不明であるが、吉泰以降は石塔の背面に諱や没年齢を定式的に入れていた。元文六年五月二十七日の控帳（家老日記）には以下のようにある。

一左之通、天祥院様御石碑之裏え、相調候様二被仰出候付、則山田弥兵衛・太田権右衛門え申付候事。

中太夫羽林次将源朝臣吉泰寿五十三歳

実際にこの通りの傍線部の一行が石塔裏面に刻印されている。三代吉泰の石塔から様式が統一化される傾向がみられる。

(29) 光仲墓所前の仲澄燈籠竿石の中央の節幅は約五十三ミリ、最上部・最下部の節幅は各々約三十三ミリ。東照宮本殿前の新五郎（綱清）燈籠竿石の中央の節幅は約六十三ミリ、最上部・最下部の節幅は各々約四十五ミリとなっている。双方とも三段の節（紐帯）が陰刻されている。

管見の限りそのような節幅をもつ燈籠（写真5）参照）は他に見ない。『阪南町史』下巻（一九七七年）に掲載される近世初期の石灯籠の特徴や、阪南市教育委員会『阪南市の歴史文化遺産』指定文化財を中心に（二〇一八年）などを参考にすると、陰刻された三段の節は、近世初期に見られる泉州石工の細工による一つの特徴になるのではないかと考えられている。

(30) その他、鳥取市馬場の倉田八幡宮拜殿前にある寛文十四年の石燈籠や、鳥取市長谷の長谷寺跡に向かう参道にある寛文十年の石燈籠がやや類似するが石工銘はない。

(31) 前掲註、『阪南市の歴史文化遺産』指定文化財を中心に（二〇一八年）。

(32) 池田家墓所の石造物には、目視可能な位置に石工銘は刻まれていない。その中で唯一、例外的に東館池田家四代の澄延（明和六・一七六九年没）賢徳院殿英山衍雄大居士の墓域玉垣の地覆石に石工銘の一部が見られる。現在、玉垣の石柵は失われているが、その基礎部分に次のような文字の一部が判読できる。

石大「」

越劬「」

山内十「」

石材の二次転用の可能性が無いわけではないが、この「山内」と読める「越劬」（越州）の石工（「石大工」か）が、東館池田澄延墓所造営に関係する人物ならば、江戸中期においても、他国の石工が関与していたことになる。なお、当石工銘の存在は、池田家墓所保存会の前担当者森藤徳子氏のご教示による。鳥取市教育委員会『鳥取市内遺跡発掘調査概要報告書』（二〇一八年）も「墓碑、灯籠以外に職名、出身地、氏名が刻まれている極めて特異な例」としている。また、石工銘は不明ながら三代藩主天祥院吉泰の「御石碑は大坂え申遺」わさされている（同資料）。

(33) 石造物の存在については沖廣俊氏及び池田家墓所保存会の高橋章司氏（現担当者）のご教示による。

『因幡民談記』（『因幡民談』）は江戸時代前期に生涯を送った鳥取藩医小泉友賢の著作にかかる因幡地方の地誌で、元禄期頃に成立したと言われているが原本は現存せず、写本で流布した。中には写し取られた時代の情報や、筆写した人物の関心が盛り込まれる場合がある。特に絵図などは新しい情報が投影されやすい。鳥取市歴史博物館本、鳥取県立博物館西橋本および岡島本、大雲院本は、池田家墓所の図（奥谷清源寺図）に供養塔はなく、多くの写本は当碑を描いていないのである（石碑が存在していないという意味ではない）。国立公文書館本は正徳元年（一七一）に没した二代藩主綱清の墓所を描き、三代以降の墓所は描いていないことから、石碑は正徳期には存在していたと推察される。国立公文書館本の「奥谷清源寺図」は、正徳元文期頃の墓所景観を捉え直した図であると考えられる。